

平成 23 年度税制改正に関する要望

平成 22 年 6 月
日本証券業協会
投資信託協会
全国証券取引所

我が国経済は、昨年春以降を境に、過度な金融システム不安の後退や緊急経済対策を始めとする政策の効果などを背景に、着実に持ち直し傾向を示しているものの、欧州諸国の財政悪化問題を端緒とした金融システム不安の再燃や持続的な物価下落の進展など、その先行きには多くの不安要因を抱えている状況にあります。

こうした中、経済の安定成長を維持しつつ、少子高齢化社会のもとでも、国民一人ひとりの豊かな生活を実現することが、我が国の最重要課題であります。

そのためには、経済の重要なインフラであり、有価証券の発行・流通を通じた企業への効率的な資金供給及び個人等の金融資産の適切な投資機会の提供を担う証券市場を、活力があり公正で透明性が高く、信頼できる市場として整備・確立することが急務となっています。本協会の実施したアンケート調査では、有価証券に投資する個人の4割強が年収300万円未満、約7割が年収500万円未満との結果が示されるなど、証券投資は一部の富裕層だけではなく、今や幅広い国民一般の資産運用手段として定着しつつあるといえます。

また、我が国金融・資本市場の国際的な地位低下が指摘されているところ、我が国の金融・資本市場を国際化し、アジアを中心とした海外の成長を取り込み、市場を通じた内外資金フローを拡大させていくことは、我が国経済の発展に大きく寄与するものと考えます。

こうした認識のもと、証券界では、その実現に向けて、重要インフラである金融証券税制について、投資環境の整備及び金融・資本市場の国際競争力強化のために相応しい制度改革が必要と考えます。

まず、個人を含む幅広い投資者が安心して投資を行うことができる裾野の広い厚みのある証券市場を形成することを目指し、個人金融資産の大半を占める預貯金からリスクマネーへの資金移動を促進するためには、頻繁な制度変更、複雑な条件付加は極力避け、恒久的で安定した簡素でわかりやすい税制を目指すべきであります。

さらに金融商品間の中立性に配慮し、投資者のリスク許容度を高めることができる制度整備も行うべきであり、実務的な課題を十分に検証したうえで、金融所得全般に対する一体化課税について、その促進を図る必要があると考えます。

また、平成22年度税制改正において法制化された少額上場株式等に係る配当・譲渡所得等の非課税制度について、特定口座制度に次ぐ新たな証券投資のインフラとなるよう、その実施にあたっては、より投資者の利便性及び金融商品取引業者等の実務に配慮した簡素なものとする必要があると考えます。

このほか、企業の中長期の資金調達手段及び投資者の運用手段の多様化のための公社債市場の活性化に向けた税制措置、高齢者層に偏在する金融資産を若年層に円滑に移転するための相続・贈与に係る税制措置、老後に備えた資産形成を後押しするための確定拠出年金制度に係る税制措置、また、証券投資のインフラとして既に定着している特定口座制度の利便性向上に係る税制措置についても、重要な施策であると考えます。

つきましては、平成23年度税制改正に関しまして、次の事項を要望いたしますので、その実現につきまして格段の御高配を賜りますようお願い申し上げます。

I. 経済を活性化し国民生活を豊かにするための簡素な投資税制措置

1. 経済を活性化し国民生活を豊かにするため、現行の上場株式等の譲渡益、配当金等に対する軽減措置を維持すること
2. 非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得・譲渡所得等の非課税措置（日本版ISA）の制度については、投資者の利便性及び金融商品取引業者等の実務に配慮した簡素なものとする

II. 金融所得に関する課税の一体化を促進するための税制措置

1. 金融商品に係る税制を簡素なものとしつつ、金融商品全般を公平かつ中立に取扱うため、幅広く金融商品間の損益通算の範囲を拡大し、当該通算後における損失の翌年以降への繰越控除を認め、個人投資家がリスク資産に投資しやすい環境を整備すること
2. 特定口座において上記1.に係る損益通算の対象の拡大措置を認めること
3. 上場株式等及び公募株式投資信託の配当金等について二重課税の調整を図る措置を講じること
4. 上場株式等及び公募株式投資信託の譲渡損失の繰越控除について繰越控除期間を3年間から7年程度に延長すること

(注1) 上記1及び2を実施するに当たっては、投資者及び金融商品取引業者等が対応可能な簡素な仕組みとするとともに、実務面を配慮し十分な準備期間を設けること。

(注2) 公社債及び公社債投資信託に係る譲渡益に対する課税を実施する場合には、公社債等の譲渡損益と、利子所得及び償還差損益との損益通算を一体的に実施するとともに、それに伴う激変緩和措置・経過措置を講じること。また、公社債に係る損益通算については、公社債の種類を限定するのではなく、私募債、仕組債などすべての公社債を対象とすること。

(注3) 非課税主体（非居住者又は外国法人及び金融機関等）が利払日に保有している公社債の利

子については、前所有者の属性にかかわらず、当該利払日に係る利子の計算期間すべてについて源泉徴収を免除（非課税）とすること。

（注4） 金融所得課税の一体化の進展に配慮した上で、納税者の利便性の向上や事務の負担を考慮し、納税全般の利便性向上に寄与する何らかの番号の活用について検討されることが望ましい。

Ⅲ. 公社債市場の活性化に向けた税制措置

1. 公共法人等、金融機関又は金融商品取引業者等が利子計算期間の途中で外国法人から国外公社債を取得した場合において、当該国外公社債の利子のうち外国法人が所有していた期間に係る部分に相当する額についても、源泉徴収を不要とする措置を講じること
2. 事業法人が保有する振替債の利子の源泉徴収不適用制度に係る要件を以下のとおり緩和すること
 - ① 資本又は出資を有しない内国法人（一般社団法人、一般財団法人等）について源泉徴収不適用制度の適用対象とすること
 - ② 源泉徴収不適用申請を受理した日を含む利子の計算期間から源泉徴収不適用制度の適用を開始すること
3. 振替社債等及び民間国外債の利子等の非課税制度の適用を受けない「特殊関係者」から、当該社債等の発行者のグループ会社である海外証券業者等を除外すること

Ⅳ. 相続・贈与に係る税制措置

- 高齢者層から若年層への資産移転を円滑に行い、幅広い年齢層の投資促進に資する観点から、株式及び株式投資信託の相続・贈与について、その評価額を「現行制度の70%相当額」、「課税時期から起算して1年前の日までの間のうち最も低い最終価格」、「相続・贈与の日から申告をする日までの間のうち最も低い最終価格」のいずれかを選択できるような措置等を図ること

Ⅴ. 投資信託等に係る税制措置

- 不動産投資法人等に係る不動産取得税の課税廃止、又は軽減税率の適用期間を延長すること

VI. 確定拠出年金制度に係る税制措置

1. 確定拠出年金に係る特別法人税を撤廃すること
2. 拠出限度額の水準を引き上げること
3. 制度上企業型における従業員拠出を認め、税制上の措置を講じること

VII. 特定口座制度等の利便性向上に係る税制措置

1. 以下に掲げる上場株式等について、一定の要件のもと、特定口座への受入れを可能とする措置を講じること
 - ① 相互会社の株式会社化に伴い特別口座で管理される上場株式
 - ② 非適格ストックオプションの権利行使により取得した上場株式等
 - ③ 会社法第 185 条に基づく株式無償割当て及び会社法第 277 条に基づく新株予約権無償割当てにより取得した上場株式及び上場新株予約権
 - ④ 特定口座内保管上場株式等である新株予約権の行使により取得する上場株式等
2. 以下の上場株式等を特定口座に受け入れる場合には、当該上場株式等の取得価額は、総平均法に準ずる方法により計算した金額ではなく、当該上場株式等の取得に要した金額とすること
 - ① 相続、贈与又は遺贈により取得した上場株式等（被相続人、贈与者又は包括遺贈者が持株会等口座で取得した上場株式等を含む）
 - ② 上場等の日の前に取得した上場株式等
 - ③ 非上場会社の株主に対して、合併等により交付された上場株式等
3. 相続、贈与又は遺贈により取得した持株会等口座で取得した上場株式等について、当該持株会等口座を開設する金融商品取引業者等と一定の資本関係にある金融商品取引業者等が開設する特定口座への受入れを可能とすること
4. 特定口座のみなし廃止の適用有無について、金融商品取引業者等による選択を可能とすること

VIII. 国際課税に係る税制措置

- 租税特別措置法上の「内国法人の特定外国子会社等に係る所得の課税の特例」（第 66 条の 6 以下）に関して、「外国関係会社」への該当性を判断する租税特別措置法施行令第 39 条の 16 及び第 39 条の 20 等の適正化を図ること

Ⅸ. その他

(顧客交付書類・各種届出書関係)

1. 所得税法第 25 条第 1 項の規定による配当等とみなす金額にかかる支払通知書について、その年に支払った金額の合計で作成（年間一括交付方式）することを可能とする措置を講じること
2. 特定口座年間取引報告書への源泉徴収選択口座内配当等に係る明細の記載の省略を認めること
3. 年間を通じて特定口座内保管上場株式等の譲渡等及び源泉徴収選択口座内配当等の受入れがなかった顧客について、特定口座年間取引報告書の交付を省略可能とすること
4. 金融商品取引業者が顧客から提出を受ける税務上の各種届出書等に係る押印欄を削除する（押印を不要とする）ことを可能とすること
5. 特定口座開設届出書等について電磁的方法による届出を可能とする措置を講じること

(その他)

6. 既に税法上の告知を行っている顧客が、特定口座の開設届出を行う場合等であって告知内容に変更がないときには、新たな告知並びに本人確認書類の提示及び提出は不要とすること
7. 税法上の告知等において必要とされる本人確認書類の範囲につき、犯罪収益移転防止法上の本人確認書類と統一すること
8. 上場取得条項付新株予約権付社債の取得事由の発生により取得対価として株式以外の資産が交付される場合であって、当該上場取得条項付新株予約権付社債について譲渡損失が生じる場合には、当該譲渡損失を租税特別措置法第 37 条の 12 の 2 の適用対象とすること
9. 公募株式投資信託（特定株式投資信託が上場廃止されたものに限る）及び外国籍の上場証券投資信託等について租税特別措置法第 9 条の 4 の 2 の適用対象とすること
10. 特定口座年間取引報告書、支払調書又は支払通知書における国外投資信託等又は国外株式の「配当等の額」等の記載について、外国所得税を控除した額に統一すること

以 上